

[事案 2021-215] 手術給付金支払請求

・令和4年5月17日 裁定終了

<事案の概要>

2回分の手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

両眼の水晶体再建術を受けたため、平成26年5月に契約した医療保険にもとづき手術給付金を請求したところ、両眼の手術をしたにもかかわらず、1回の手術とみなされ、1回分の手術給付金しか支払われなかった。しかし、2回手術を受けているため、2回分の手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本手術は、診断書でも手術回数を書き分けておらず、両眼球を包括して1回の手術を受けたものと評価するのが合理的である。また、両眼を同一部位と考えれば、同一箇所での1回の手術を受けたとも考えられる。
- (2)約款では、複数の手術を受けたとしても、同一機会に施術できたのであれば、複数回の手術とカウントする必要はない旨の規定がある。このように異種の手術ですら、複数回分支払わないのに、同種の場合に複数回分の手術給付金を支払うのは不均衡である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立内容等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、2回分の手術給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。